

第1回 精華町いじめ防止基本方針検討委員会 会議録

名 称	精華町いじめ防止基本方針検討委員会[第1回]	
開催年月日	平成26年5月30日(金) 午後5時30分～午後6時30分	
開催場所	精華町役場 3階 301会議室	
出席者名	委 員	(出席委員) 早樫一男、吉川博文、喜多俊夫、福味加世子、古殿弘美、寺峰文恵 永井淳、安倉敏代、
	事務局	(事務局) 太田教育長、木原教育部長、北澤総括指導主事、森田指導主事
傍聴人	0人	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱 ・精華町いじめ防止基本方針案 ・京都府いじめ防止基本方針、京都府いじめ防止基本方針(概要) ・いじめ防止対策推進法(概要) ・いじめ防止等のための基本的な方針(概要) 	
議事の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会行事(教育長挨拶) 2 本会の趣旨説明(事務局) 3 委員と事務局の紹介 4 委員長、副委員長の選出(事務局) 5 精華町いじめ防止基本方針案及び策定プロセスの説明(事務局) 6 意見交流 7 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回精華町いじめ防止基本方針検討委員会⇒6月下旬頃 8 閉会挨拶 	
会議の経過	別紙のとおり	

【第1回 会議内容】

1 教育長挨拶内容

平成23年秋、大津市の中学校でいじめによる自殺事象発生。翌年春に大きな社会問題となった。教育委員会、学校の対応の在り方が問われた。これを機に平成25年6月にいじめ防止推進法が成立し、9月に施行された。文部科学大臣は「いじめ防止基本方針」を定めること、地方公共団体は、それを参酌し、その地域の実情に応じ「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努めることが規定された。これを受けて、京都府は26年4月に「京都府いじめ防止基本方針」を京都府として策定された。精華町においては国や府の基本方針を参酌しながら検討を進め、「精華町いじめ防止基本方針案」を作成し、4月30日付で施行。しかしこれは教育委員会と町長部局の関係課という役場庁内での検討により作成したもの。いじめ問題解決のためには学校の主体的、積極的な取組が一番大切であることは勿論であるが、家庭や地域など幅広い社会の人たちの協力も欠かすことはできない。このようなことから役場内で作ったこの案について、子どもたちの人間形成にかかわる様々な活動をしていただいている方々の忌憚のない意見をいただき、いじめ防止のためのより効果的な基本方針となるようこの検討委員会を設置した。むすびに、残念ながら大津市の事件以降もいじめに関連した悲惨な事件がいくつも報道されているが、精華町からこのような悲劇がないよう、又、子どもたちが明るく健やかな生活が送れるよう、良い基本方針を示すために、皆さんの活発な意見をいただくよう願って、開会の挨拶とする。

2 本会の趣旨説明

- ・精華町いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱を用いて事務局から説明を行った。
- ・検討委員会の状況を傍聴される場合があるため、その旨の説明を行った。

3 委員長、副委員長

早樫一男委員を委員長、永井淳委員を副委員長として承認をいただいた。

4 精華町いじめ防止基本方針案及び策定プロセスの説明を配布資料を活用して事務局が行った。

5 委員長の進行により意見交流が始まった

意見交流

- 起こった時の対応が中心に書かれているようだが、起こらないようにしていくことが大切である。
- 重大なことが起こった場合は、その対応として、しっかり考えておかなければならない。
- スマートホンのラインが子どもたち間で飛び交っている。夜遅くまでしている。
- ネットに関するトラブルは最近多い。自分も迷惑をしたことがある。
- いじめは、学校だけで起きているのではない。塾とか外部のスポーツでもいじめがある。
- PTAが一番大きな社会教育団体である。連携して取組を進めてはどうか。
- 精華町いじめ防止基本方針の詳細については、次回の検討委員会で再度お聞きしたいと思う。

留意事項

- 今回の検討委員会を含め、今後議事録を作成し、ホームページで公開していく。

6 閉会

- 次回検討委員会日程は、6月下旬で、時間は13:30~とする。